

指名競争入札参加者指名基準

第1 共通的基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基準たる要件を満たしていなければならないとともに、指名にあたって、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地場業者の育成に努めなければならない。

1 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

2 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

3 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行については、特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること。

4 経営規模的適正

指名しようとする時点で、未履行契約高（現に履行中のものを含む。）と、当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

5 地理的適正

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

第2 事業別基準

1 工事の請負

工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級以上に格付けされた者であること。

ただし、指名競争入札に付そうとする工事が施行上特殊な専門技術（特許工法を含む。）を必要とする場合には、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に登録されている者のうちから等級に関係なく指名することができる。

2 物件の購入

物件の購入契約に係る指名競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 特殊な物件を購入する場合で、その物件の取り扱いについて実績を有する者であることが必要であるときは、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間に当該実績を有すること。

(2) 物件の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物件を供給することができること。

(3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件を購入しようとする場合は、当該物件を供給できること。